

第一種奨学金の再貸与について

1. 制度概要

原則、第一種奨学金を貸与できる期間は、同じ学校区分において、過去に貸与を受けた期間と通算して、現に在学する学校の修業年限を限度とします。ただし、以下の要件に該当する場合は、1回の貸与契約に限り、現に在学する学校の修業年限に達するまで貸与を受けることができます（第一種奨学金の再貸与）。

○ 原則の取扱い【例】

以前に、A大学経済学部（修業年限4年）で第一種奨学金の貸与を受けていた者が新たに、B大学経営学部（修業年限4年）で第一種奨学金の貸与を希望

⇒ 申込不可

○ 第一種奨学金再貸与の取扱い【例】

以前に、A大学経済学部（修業年限4年）で第一種奨学金の貸与を受けていた者が新たに、B大学経営学部（修業年限4年）で第一種奨学金の貸与を希望

⇒ 所定の条件（下記参照）を満たす者に限り、申込可

2. 対象者

以下の（1）～（5）の全てに該当し、学校長の推薦を受けた者となります。

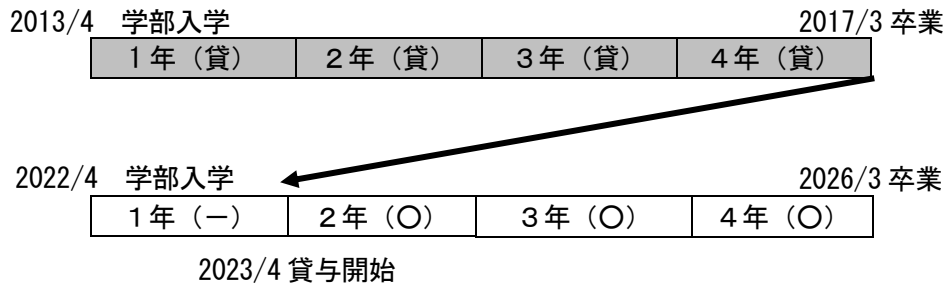
- (1) 平成26（2014）年度以降に入学、転学部（科）、転学または編入学する者
- (2) 過去において、現に在学する学校と同じ区分（高等専門学校・短期大学・大学（学部）・大学院修士課程・大学院博士課程・専修学校専門課程）に属する学校において第一種奨学金の貸与を受けた者
- (3) 現に在学する学校の修業年限の終期まで第一種奨学金の貸与を受けた場合の貸与期間と、前記（2）の貸与期間との通算が、現に在学する学校の修業年限を超過する者
 - ※ 緊急採用等、貸与予定終期と修業年限の終期が一致しない場合は、貸与予定終期までの期間と前記（2）の貸与期間の通算となります。
 - ※ 修業年限の相違により、過去における第一種奨学金の貸与期間が現に在学する学校の修業年限を超過している場合も対象とします。
- (4) 以前に貸与を受けた本機構の奨学金全てについて、今回申込時の誓約日時点で以下の状態にない者
 - ・延滞中（代位弁済実行となった者を含む）
 - ・返還誓約書（借用証書）未提出採用後にこの状態であることが判明した場合、採用と取り消し、振込済みの奨学金については全額返金していただきます。
- (5) 前記（1）から（4）に該当する者として推薦・採用され、同一区分の学校における第一種奨学金の貸与期間の通算が在学する学校の修業年限を超えたことのない者
 - ※ 第一種奨学金の再貸与は1回（一の奨学金貸与契約）限りとします。

3. その他留意事項

- (1) 以前貸与を受けていた第一種奨学金については、貸与終了していることが前提ですが、その異動種別（退学・辞退・廃止等）は問いません。
- (2) 本取扱いの適用を受けて採用後、異動により貸与終了となり、貸与期間の通算が現に在学する学校の修業年限内（第一種奨学金未貸与期間内）に収まった場合、本取扱いの適用は取消され、通常に採用されたものとなります。その後、新たに再貸与を申し込むことは可能です。なお、この場合、改めて本規定の適用が可能であることの通知は行いません。本規定の可否が分からない場合は、申込を行う学校までお問い合わせください。
- (3) 本取扱いの適用を受けて採用後、異動により貸与終了となり、その時点において貸与期間の通算が現に在学する学校の修業年限を超えている場合は、その後、新たに再貸与を申し込めません。

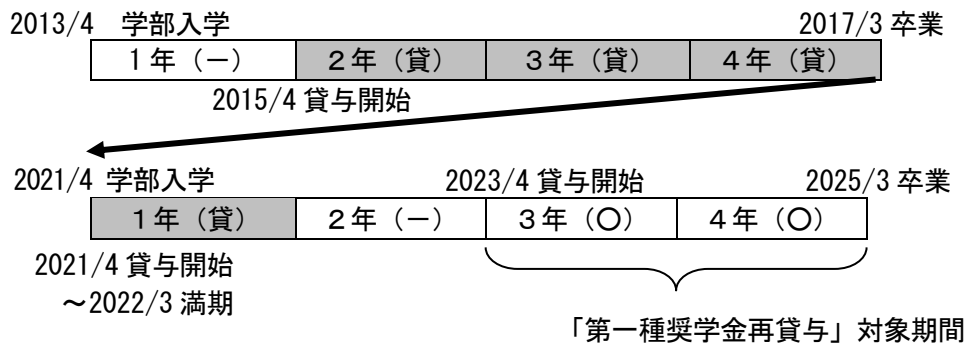
【例 3】

大学（学部）で第一種奨学金の貸与履歴が 48 月ある者が、2022 年 4 月に大学（学部）に入学し、2 年次になって申し込む場合



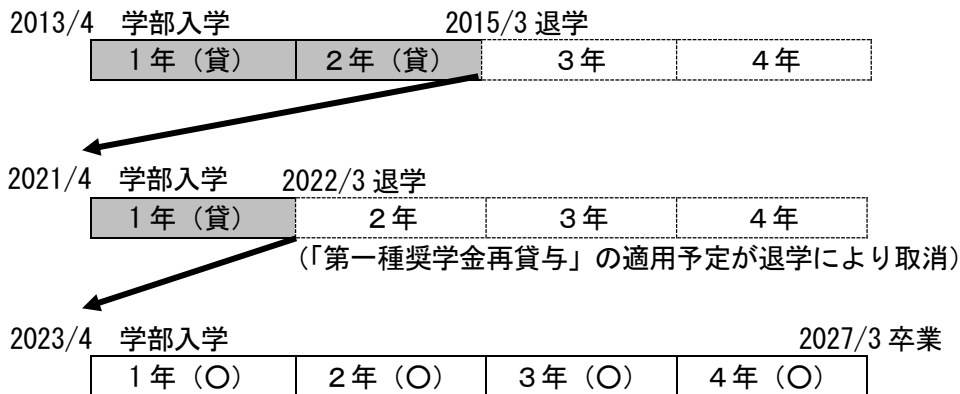
【例 4】

大学（学部）で第一種奨学金の貸与履歴が 36 月ある者が、2022 年 4 月に大学（学部）に入学した。入学後は「第一種奨学金再貸与」を利用せず、通算 48 月となった時点で満期となった。その後、3 年次になって「第一種奨学金再貸与」の適用を希望し、在学定期採用で申し込む場合



【例5】

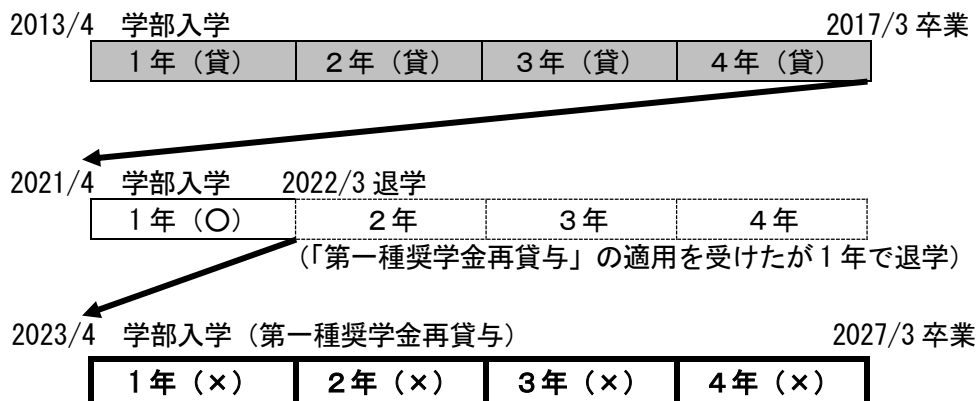
大学（学部）で第一種奨学金の貸与履歴が24月ある者が、2021年4月に大学（学部）に入学した。その後、12月で退学し、2023年4月にさらに別の大学に入学して、「第一種奨学金再貸与」の適用を希望する場合



※「第一種奨学金再貸与」の適用は1回限りであるが、修業年限を超えずに貸与終了した場合、「第一種奨学金再貸与」の適用は取り消され、再度「第一種奨学金再貸与」として申し込むことができる。

【例6】

大学（学部）で第一種奨学金の貸与履歴が48月ある者が、2021年4月に大学（学部）に入学した。その後、12月で退学し、2023年4月にさらに別の大学に入学して、「第一種奨学金再貸与」の適用を希望する場合



※修業年限を超えて「第一種奨学金再貸与」の適用（2021/4～2022/3）を受けたため、さらに再入学後に「第一種奨学金再貸与」の適用を希望しても申し込むことはできない。